

1. よう壁など土木用コンクリートブロックの確認方法

〔1〕適用範囲

この要領は岡山市の公共事業に用いる、よう壁など土木用コンクリートブロックの確認方法を規定したもので、確認は購入者（請負者）が行う。

〔2〕総 則

1. JIS 製品

- (1) JIS製品を使用する場合は外観確認を除いて、他の確認は省略することが出来る。
- (2) 請負業者は落札後使用コンクリート積ブロックを選定し、日本工業規格表示許可書の写しを建設部長（地域建設部長）あてに提出すること。

2. JIS 製品以外

(1) 施工前（承諾）

- ① 承諾(使用)しようとするブロックについては、当該ブロックの製造前少なくとも、1ヶ月分の品質、出来形資料を求め〔3〕に定める基準に照らし、満足すれば、購入者が現地で行う品質及び出来形（形状寸法）確認は省略することが出来る。
- ② 請負業者は落札後使用コンクリート積ブロックを選定し、上記資料（様式(1)～(13)）を使用承認願（別冊様式集）に添付し建設部長（地域建設部長）あてに提出すること。

(2) 施工中（必要に応じて行う）

上記資料は、最終納入ブロックの製造月日まで1ヶ月毎とりまとめて提出させ、随時検討を行うものとする。
 なお、外観確認は、製品納入の都度〔4〕により行うものとする。

〔3〕JIS 製品以外の確認基準

(1) 品質管理

管理項目	試験（測定）回数	品質規格	管理方法
骨材のフルイ分	採取場所が変わった場合、或いは変動が感じられた時、その都度行う。	土木工事共通仕様書 212 条による。	試験値は様式(5)に記載する。
骨材の単位体積重量	〃	〃	〃 様式(6) 〃
配合設計	製造初期又は必要に応じて行う。	$\sigma_{28}=18\text{N}/\text{mm}^2$ 以上 水セメント比 60%以下	細骨材の比重、吸水量試験（JISA-1109、1110）様式（8）（9）は配合設計のための資料と考える。 また骨材に関する諸試験は様式（10）にまとめ報告することが出来る。
スランプ	2回（午前、午後）/回（超硬練りコンクリートの場合は省略することが出来る）	JISA-5308、4.2 による。	試験値は指定値に対して偏差を求め、様式（1）の管理図を作成する。
圧縮強度	製造日毎及び1,000 個又はその端数毎に1回（3本）の割で行う。	$\sigma_{28}=18\text{N}/\text{mm}^2$ 又は（ σ_7 と σ_{28} との相関による値）	試験値は様式（12）によりまとめるほか、様式（2）（3）を作成する。また1ヶ月毎に全数について様式（4）を作成する。
コンクリートブロックの重量	製造日毎及び1,000 個又は、その端数毎に3個の割で行う。	〔3〕（3）による。	測定値は様式（13）にまとめ、1個毎に管理値に対し偏差を求め、様式（1）の管理図を作成する。

(2) 出来形管理

管理項目	ロット及び測定回数	規格値	管理方法
形状寸法	製造日毎及び1,000個又は、その端数毎に3個の割で行う。(原則として重量管理を行ったものと同一製品とする)	面の場合 $\bar{x} = \begin{matrix} +1.8 \text{ mm} \\ -1.8 \text{ mm} \end{matrix}$ 控又は厚さの場合 $\bar{x} = \begin{matrix} +5.5 \text{ mm} \\ -2.5 \text{ mm} \end{matrix}$	測定値は様式(13)にとりまとめ、1個毎に規格値に対し偏差を求め、様式(1)(4)の管理図を作成する。
外観	全 般	[4]による。	不良品を検出した場合は、様式(13)に記録する。

(3) コンクリートブロックの区分及び重量

ブロックの種類	区分	m ² 当り重量	m ² 当り個数	1個当り重量
積(張) 控 35 cm	A	350kg以上	11個以内	
〃 〃	B	300kg以上350kg未満	〃	
平 張	A	320kg以上	〃	基準重量以上
〃	B	220kg以上320kg未満	〃	
連 節	A	350kg以上	〃	
〃	B	300kg以上350kg未満	〃	

(4) ブロックの重量

① 基準重量

ブロックの基準重量は次式で算出される値とする。

$$W = T_w \times V \times d$$

W=ブロック1個当たりの基準重量(kg)

T_w=コンクリート単位体積当り基準重量 2,300 kg/m³

但し、コンクリートの単位体積重量が2,300 kg/m³に達しない場合は別途発注者の承諾を得るものとする。

V=ブロック1個当り体積(m³)

d=1.0

② 重量測定

表面乾燥飽水状態の空中重量とする。但し、乾燥重量との相関が明確な場合は乾燥重量により管理することが出来る。

[4] 外観確認

外観については、ヘヤークラック、アバタの有無、空隙及び積卸時の損傷の有無等全数を観察確認するものとする。この場合ブロックの合否の基準は次のとおりとする。

- (1) 全面において3 cm程度の破損が2カ所までは可、ただし、面についての破損又は剥離は1カ所とする。
- (2) 胴のヘヤークラックは1側面の全面及び2面にわたる製品は不可とする。
- (3) 空隙又はコンクリートが完全に充填されていないものと認められるものについては重量確認を行い、[3] (3) に達しないものは全て不合格とする。
- (4) 不良品を検出した場合は混同することのない様区分し、使用してはならない。

